

日本国厚生労働省
と
サウジアラビア王国労働・社会発展省
との間の労働分野における協力覚書

日本国厚生労働省及びサウジアラビア王国労働・社会発展省（以下「双方」という。）は、双方の友好及び協力の結びつきを強化することを希望し、国際的な協力がそれぞれの社会に影響する問題を解決する上で良い影響をもたらす要素の一つであるという見解を共有し、労働分野における協力を強化する機会を探求するため、以下の共通認識に達した。

パラグラフ 1

本協力覚書（以下「本覚書」という。）の目的は、両国に適用される法令に沿って、可能な手段の範囲内で、労働分野における双方の情報及び経験を交換することの重要性を確認することである。

パラグラフ 2

協力分野は以下を含む

1. 労働監督、労働安全衛生
2. 労働市場整備のための雇用サービス
3. 若年者の分野における労働者の訓練と評価
4. 双方が決定したその他の協力分野

パラグラフ 3

協力は、主として情報の交換又は知識の共有から成り、政府職員の訪問を含む、双方が決定するその他の態様もとることができる。

パラグラフ 4

双方間の事前の協議において別段手配がされない限り、本覚書の下での協力事業への参加に係る経費については、当該協力事業を提案した側が負担する。協力事業を実施する側は、国内の移動及び宿舎に係る諸事項を可能な範囲で支援する。

パラグラフ 5

双方間で本覚書の解釈又は実施から疑義が生じる場合は、双方間の友好的な協議を通じて解決される。

パラグラフ 6

1. 本覚書は国際条約ではなく、国際法に基づきいかなる特権及び義務をも生じさせない。
2. 本覚書に基づく協力は、その開始に必要な国内手続が完了したことを確認する通知が、外交上の経路を通じて伝達された遅い方の日付から開始され、3年間継続する。
3. 本覚書に基づく協力は、一方が他方に対して、終了する意思を本覚書の終了期日の3か月前までに通知しない限り、自動的に同期間更新される。
4. 本覚書は、双方の書面による同意によって修正することができる。
5. 本覚書に基づく協力の終了にかかわらず、協力期間中に開始された事業及び計画については、予定された期間の終了まで継続される。

本覚書は、法的拘束力のない文書として、2017年3月14日（ヒジュラ暦1438年6月15日）に、東京で、日本語、アラビア語及び英語による各二通に署名された。各文書は同等の価値を有し、解釈に相違がある場合には、英語による本書による。

日本国
厚生労働省のために

サウジアラビア王国
労働・社会発展省のために

塩崎 恭久
厚生労働大臣

アリー・ビン・ナーセル・ガフィース
労働・社会発展大臣